

議案第62号

飯能市個人情報の保護に関する法律施行条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

2 この条例において「市の機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

（開示決定等の期限）

第3条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

第4条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、市の機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、市の機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(開示請求に係る手数料等)

- 第5条 法第89条第2項に規定する手数料は、無料とする。
- 2 法第87条第1項の規定により、保有個人情報の写し等の交付を受ける者は、規則で定めるところにより、当該写し等の作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(訂正決定等の期限)

- 第6条 訂正決定等は、訂正請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、市の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

- 第7条 市の機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、市の機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
(2) 訂正決定等をする期限

(利用停止決定等の期限)

- 第8条 利用停止決定等は、利用停止請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、市の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

- 第9条 市の機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。

この場合において、市の機関は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条例の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

(飯能市情報公開及び個人情報保護審査会への諮問)

第10条 市の機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認めるときは、飯能市情報公開及び個人情報保護審査会に諮問することができる。

(1) この条例を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前2号の場合のほか、市の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(飯能市個人情報保護条例の廃止)

第2条 飯能市個人情報保護条例（平成11年条例第2号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(旧条例の廃止に伴う経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る旧条例第3条第2項に規定する職務に関して知り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）又は旧条例第12条第3項に規定する処理に関して知り得た旧個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において

旧実施機関の職員であった者のうち、旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託等を受けた業務（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が行う業務を含む。）に従事していた者

2 この条例の施行の日前に旧条例第13条第1項若しくは第2項又は第16条第1項若しくは第2項の規定による請求があった場合における旧条例に規定する自己に関する個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日前に旧条例第22条第1項の規定による苦情又は相談の申出を受けた場合における当該申出の処理については、なお従前の例による。この場合において、同条第2項中「審議会」とあるのは、「飯能市情報公開及び個人情報保護審査会」と読み替えるものとする。

4 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第6号に規定する公文書（以下「旧公文書」という。）であって、一定の事務の目的を達成するために特定の旧個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 第1項第2号に掲げる者

5 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧個人情報（旧公文書に記録されているものに限る。）をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

6 この条例の施行前にした旧条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（飯能市行政不服審査法施行条例の一部改正）

第4条 飯能市行政不服審査法施行条例（平成28年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第2条 飯能市情報公開条例（平成11年条例第1号）第10条第1項に規定する開示決定等又は同条例第4条第1項に規定する開示請求に係る不作為に係る審査請求については、法第9条第1項本文の規定は、適用しない。

（飯能市行政不服審査法施行条例の一部改正に伴う経過措置）

第5条 この条例の施行前にされた旧条例第14条第2項において準用する飯能市情報公開条例（平成11年条例第1号）第10条第1項に規定する開示決定等、旧条例第17条第1項に規定する訂正決定等又は旧条例第13条第1項に規定する開示請求若しくは旧条例第17条第1項に規定する訂正等の請求に係る不作為に係る審査請求については、なお従前の例による。

（飯能市農林産物加工直売所条例の一部改正）

第6条 飯能市農林産物加工直売所条例（平成16年条例第65号）の一部を次のように改正する。

第22条を削り、第23条を第22条とする。

令和4年11月25日提出

飯能市長 新井重治

飯能市行政不服審査法施行条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)</u></p> <p><u>第2条 飯能市情報公開条例(平成11年条例第1号)第10条第1項に規定する開示決定等又は同条例第4条第1項に規定する開示請求に係る不作為に係る審査請求については、法第9条第1項本文の規定は、適用しない。</u></p>	<p><u>(審理員による審理手續に関する規定の適用除外)</u></p> <p><u>第2条 次に掲げる審査請求については、法第9条第1項本文の規定は、適用しない。</u></p> <p>(1) <u>飯能市情報公開条例(平成11年条例第1号)第10条第1項に規定する開示決定等又は同条例第4条第1項に規定する開示請求に係る不作為に係る審査請求</u></p> <p>(2) <u>飯能市個人情報保護条例(平成11年条例第2号)第14条第2項において準用する飯能市情報公開条例第10条第1項に規定する開示決定等、飯能市個人情報保護条例第17条第1項に規定する訂正決定等又は同条例第13条第1項に規定する開示請求若しくは同条例第17条第1項に規定する訂正等の請求に係る不作為に係る審査請求</u></p>

飯能市農林産物加工直売所条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(委任)</p> <p><u>第22条 省略</u></p>	<p><u>(個人情報の保護)</u></p> <p><u>第22条 指定管理者は、加工直売所の管理に当たって、飯能市個人情報保護条例（平成11年条例第2号）の例により、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 加工直売所の管理業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、その業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。従事者の職を退いた後も、同様とする。</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第23条 省略</u></p>

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令を以て公布する。

御名 案題

令和四年四月二十日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第百七十六号

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令
内閣は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）
附則第一条第六号及び第七号の規定に基づき、この政令を制定する。
デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第六号に掲げる規定の施
行期日は令和四年十月一日とし、同条第七号に掲げる規定のうち、同法第五十一条並びに附則第九条
(第三項を除く)、第十条、第十八条(戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)第一百二十九条の
改正規定(「戸籍の」の下に「正本及び」を加える部分に限る。)に限る)、第二十二条、第四十七条、
第四十九条、第五十四条、第五十五条(がん登録等の推進に関する法律(平成二十五年法律第二百十一
号)第三十五条の改正規定(「条例を含む。」を削る部分に限る。)に限る)、第五十七条、第六十六
条及び第七十条の規定の施行期日は令和五年四月一日とする。

内閣総理大臣	岸田 文雄
総務大臣	金子 敏之
法務大臣	古川 信久
厚生労働大臣	後藤 茂之
国土交通大臣	齊藤 鉄夫

(第五十一条の規定の施行に伴う経過措置)

- 第九条 第五十一条施行日前に特定地方独立行政法人等（第五十一条改正後個人情報保護法第五十九条第一項第二号に掲げる者又は同条第二項の規定により第五十一条改正後個人情報取扱事業者一同条第五項に規定する仮名加工情報取扱事業者若しくは同条第七項に規定する個人間連情報取扱事業者とみなされる第五十二条改正後個人情報保護法第五十九条第二項第一号に掲げる者をいう。以下この条において同じ。）に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意が第五十二条の規定により特定された利用目的以外の目的で個人情報を取り扱うことを認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十一条施行日において第五十一条改正後個人情報保護法第十七条第一項の規定により特定された利用目的以外の目的で個人情報を取り扱うことを認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十一条改正後個人情報保護法第十八条第一項又は第二項の同意があつたものとみなす。

2 第五十一条施行日前に特定地方独立行政法人等に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十一条改正後個人情報保護法第二十七条第一項の規定によるとする特定地方独立行政法人等は、第五十一条施行日前においても、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、同項各号に掲げる事項に相当する事項について、本人に通知するとともに、個人情報保護委員会に届け出ることができる。この場合において、当該通知及び届出は、第五十一条施行日以後は、同号の規定による通知及び届出とみなす。

3 第五十一条改正後個人情報保護法第二十七条第二項の規定により個人データを第三者に提供しようととする個人データの第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十一条施行日において同項の同意があつたものとみなす。

4 第五十一条改正後個人情報保護法第二十七条第五項第三号の規定により本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならぬ事項に相当する事項について、第五十一条施行日前に、特定地方独立行政法人等により本人に通知されているときは、第五十一条施行日以後は、同号の規定による通知とみなす。

5 第五十一条改正後個人情報保護法第二十八条第二項の規定は、特定地方独立行政法人等が第五十一条施行日以後に第五十一条改正後個人情報保護法第二十八条第一項の規定により本人の同意を得る場合について適用する。

6 第五十一条改正後個人情報保護法第二十八条第三項の規定は、特定地方独立行政法人等が第五十一条施行日において同号の同意があつたものとみなす。

7 第五十一条改正後個人情報保護法第二十八条第三項の規定は、特定地方独立行政法人等が第五十一条施行日以後に個人データを同項に規定する外国にある第三者に提供した場合について適用する。

8 第五十一条施行日前に特定地方独立行政法人等に対しされた本人の個人間連情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十一条改正後個人情報保護法第三十一条第一項第一号の規定による個人間連情報の第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十一条施行日以後に個人間連情報の同項に規定する外国にある第三者に提供した場合について適用する。

9 第五十一条改正後個人情報保護法第三十一条第二項において読み替えて適用する第五十一条改正後個人情報保護法第二十八条第三項の規定は、特定地方独立行政法人等が第五十一条施行日以後に個人間連情報の同項に規定する外国にある第三者に提供した場合について適用する。

10 第五十一条改正後個人情報保護法第二十八条第二項において読み替えて適用する第五十一条改正後個人情報保護法第二十八条第三項の規定は、特定地方独立行政法人等が第五十一条改正後個人情報保護法第三十一条第二項第一号に掲げる者を除く。以下この条において同じ。）に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十一条改正後個人情報保護法第六

十一条
百卷力を

- 11 第五十一条施行日前に第五十一条改正後個人情報保護法第二条第十一項第二号又は第四号に掲げる者に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十一条改正後個人情報保護法第六十九条第二項第一号の同意があつたものとみなす。

12 第五十一条改正後個人情報保護法第七十一条第二項の規定は、第五十一条改正後個人情報保護法第二条第十一項第二号又は第四号に掲げる者が第五十一条施行日以後に第五十一条改正後個人情報保護法第七十一条第一項の規定により本人の同意を得る場合について適用する。

13 第五十一条改正後個人情報保護法第七十一条第三項の規定は、第五十一条改正後個人情報保護法第二条第十一項第二号又は第四号に掲げる者が第五十一条施行日以後に保有個人情報を第五十一条改正後個人情報保護法第七十一条第三項に規定する外国にある第三者に提供した場合について適用する。

(第五十一条と条例との関係)

第十一条 地方公共団体の条例の規定で、第五十一条改正後個人情報保護法で規制する行為を処罰する旨を定めているものの当該行為に係る部分については、第五十一条の規定の施行と同時に、その効力を失うものとする。

2 前項の規定により条例の規定がその効力を失う場合において、当該地方公共団体が条例で別段の定めをしないときは、その失効前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

(第五十五条の規定の施行に伴う経過措置)

第十二条 地方公共団体情報システム機構の施行日以後最初の事業年度の第五十五条の規定による改正後の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十八条の十に規定する年度計画については、同条中「毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは、「デジタル社会の形成を図るために開設法律の整備に関する法律(令和三年法律第三十七号)の施行の日以後最初の中長期計画について前条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その」とする。

(第五十七条の規定の施行に伴う経過措置)

第十三条 この法律の施行の際現に第五十七条の規定による改正前の地方公共団体情報システム機構法(以下この条において「旧機構法」という。)第八条第二項第二号に掲げる委員である者は、施行日に、第五十七条の規定による改正後の地方公共団体情報システム機構法(次項において「新機構法」という。)第八条第二項第三号に掲げる委員として選定されたものとみなす。この場合において、その選定されたものとみなされる者の任期は、同条第四項の規定にかかわらず、施行日における旧機構法第八条第二項第二号に掲げる委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

2 この法律の施行の際現に旧機構法第十三条第一項の規定により任命された理事長又は監事である者は、それぞれ、施行日に新機構法第十三条第一項の規定により理事長又は監事として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、新機構法第十四条第一項の規定にかかるわらず、施行日における旧機構法第十三条第一項の規定により任命された理事長又は監事としてのそれぞれの任期の残任期間と同一の期間とする。

(第五十八条の規定の施行に伴う経過措置)

第十三条 第五十八条の規定による改正後の大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法第七条第四項の規定は、第五十八条の規定の施行の日以後にされる同条の規定による改正後の大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法第七条第一項の定めがある借地権の設定を目的とする契約について適用する。

(第三十五条の規定の施行に伴う経過措置)

- (第三十五条の規定の施行に伴う経過措置)

第五条 第三十五条の規定による改正後の借地借家法（以下「この条において「新借地借家法」という。）第二十二条第二項の規定は、第三十五条の規定の施行の日以後にされる新借地借家法第二十二条第一項前段の特約について適用する。

2 新借地借家法第三十八条第二項の規定は、第三十五条の規定の施行の日以後にされる新借地借家法第三十八条第一項の規定による建物の賃貸借の契約について適用する。

3 新借地借家法第三十九条第三項の規定は、第三十五条の規定の施行の日以後にされる新借地借家法第三十九条第一項の特約について適用する。

（第四十四条の規定の施行に伴う経過措置）

第六条 第四十四条の規定による改正後の高齢者の居住の安定確保に関する法律（以下この条において「新高齢者居住法」という。）第五十二条第二項の規定は、第四十四条の規定の施行の日以後にされる新高齢者居住法第五十二条第一項の規定による建物の賃貸借の契約について適用する。

2 新高齢者居住法第五十四条及び第五十七条の規定は、第四十四条の規定の施行の日以後にされる建物の賃貸借について適用し、同日前にされた建物の賃貸借については、なお従前の例による。

（第五十条の規定の施行に伴う経過措置）

第七条 第五十条の規定の施行の日（以下この条において「第五十条施行日」という。）前に別表第二法人等（第五十条改正後個人情報保護法別表第二に掲げる法人、第五十条改正後個人情報保護法第五十八条第二項の規定により第五十条改正後個人情報保護法第十六条第二項に規定する個人情報取扱事業者、同条第五項に規定する仮名加工情報取扱事業者若しくは同条第七項に規定する個人間連情報取扱事業者とみなされる独立行政法人労働者健康安全機構又は同条第八項に規定する学術研究機関等である同条第二項に規定する個人情報取扱事業者をいう。以下この条において同じ。）に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十条改正後個人情報保護法第十七条第一項の規定により特定される利用目的以外の目的で個人情報を取り扱うことを認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十条施行日ににおいて第五十条改正後個人情報保護法第十八条第一項又は第二項の同意があつたものとみなす。

2 第五十条施行日前に別表第二法人等に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十条改正後個人情報保護法第二十七条第一項の規定による個人データの第三者への提供を認める旨の同意があつたものであるときは、第五十条施行日において同項の同意があつたものとみなす。

3 第五十条改正後個人情報保護法第二十七条第二項の規定により個人データを第三者に提供しようとする別表第二法人等は、第五十条施行日前においても、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、同項各号に掲げる事項に相当する事項について、本人に通知するとともに、個人情報保護委員会に届け出ることができる。この場合において、当該通知及び届出は、第五十条施行日以後は、同項の規定による通知及び届出とみなす。

4 第五十条改正後個人情報保護法第二十七条第五項第三号の規定により本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない事項に相当する事項について、第五十条施行日前に、別表第二法人等により本人に通知されているときは、当該通知は、第五十条施行日以後は、同号の規定による通知とみなす。

5 第五十条施行日前に別表第二法人等に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十条改正後個人情報保護法第二十八条第一項の規定による個人データの外団にある第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十条施行日以後は、同号の規定による通知があつたものとみなす。

6 第五十条改正後個人情報保護法第二十八条第二項の規定は、別表第二法人等が第五十条施行日以後に第五十条改正後個人情報保護法第二十八条第一項の規定により本人の同意を得る場合について適用する。

7 第五十条改正後個人情報保護法第二十八条第三項の規定は、別表第二 法人等が第五十条施行日以後二個人データを預託して保管するトロリーバス第三者に提供する場合について適用する。

- 7 第五十五条改正後個人情報保護法第二十八条第三項の規定は、別表第二法人等が第五十条施行日以後に個人データを同項に規定する外団にある第三者に提供した場合について適用する。

8 第五十条施行日前に別表第二法人等に対しされた本人の個人関連情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十条改正後個人情報保護法第三十一条第一項第一号の規定による個人関連情報の第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十条施行日ににおいて同項の同意があつたものとみなす。

9 第五十条改正後個人情報保護法第三十一条第二項において読み替えて準用する第五十条改正後個人情報保護法第二十八条第三項の規定は、別表第二法人等が第五十条施行日以後に個人関連情報を同項に規定する外団にある第三者に提供した場合について適用する。

10 第五十条施行日前に第五十条改正後個人情報保護法第五十八条第二項の規定により第五十条改正後個人情報保護法第十六条第二項に規定する個人情報取扱事業者とみなされる独立行政法人労働者健康安全機構を除く。以下この条において「行政機関等」という。に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十条改正後個人情報保護法第六十一条第一項の規定により特定される利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することを認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十条施行日において第五十条改正後個人情報保護法第六十九条第二項第一号の同意があつたものとみなす。

11 第五十条施行日前に行政機関等に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十条改正後個人情報保護法第七十一条第一項の規定による保有個人情報の外団にある第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十条施行日において同項の同意があつたものとみなす。

12 第五十条改正後個人情報保護法第七十一条第二項の規定は、行政機関等が第五十条施行日以後に第五十条改正後個人情報保護法第七十一条第一項の規定により本人の同意を得る場合について適用する。

13 第五十条改正後個人情報保護法第七十一条第三項の規定は、行政機関等が第五十条施行日以後に保有個人情報を同項に規定する外団にある第三者に提供した場合について適用する。

14 第五十条施行日において現に第五十条改正後個人情報保護法第二条第八項に規定する行政機関が保有している第五十条改正後個人情報保護法第六十条第二項に規定する個人情報ファイルについての第五十条改正後個人情報保護法第七十四条第一項の規定の適用については、同項中「保有しようとする」とあるのは「保有している」と、「あらかじめ」とあるのは「デジタル社会の形成を図るために関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）第五十条の規定の施行後退散なく」とする。

(第五十一条の規定の施行に伴う準備行為)

2 第五十一条改正後個人情報保護法第六十七条第一項の規定による届出は、第五十一条の規定の施行の日（次条において「第五十一条施行日」という。）前においても行うことができる。

第五十条第一項第四号	審理意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等	第八十一条第一項又は第二項の規定による審査会に該当する第七十四条
第八十一条第三項において準用する第七十四条	第四十三条第一項の規定により審査会に該当する第七十四条	審査会に該当する第七十四条

附則第七条を次のように改める。

(行政機関等匿名加工情報に関する経過措置)

第七条 都道府県及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市以外の地方公共団体の機関並びに地方独立行政法人についての第八十一条及び第一百一一条の規定の適用については、当分の間、第八十条中「行政機関の長等は」とあるのは「行政機関の長等は、次条の規定による要領をしようとする場合であつて」と、第八十一条中「ものとする」とあるのは「ことができる」とする。

別表第二中「第六十六条、第一百一十三条」を削る。

(飛事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の一部改正)

第五十二条 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成十七年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第八十一条第一項、第二百二十九条第一項、第二百三十条第一項、第二百五十七条第一項、第二百六十二条第一項、第二百二十九条第一項、第二百三十条第一項、第二百七十五条第一項及び第二百七十六条第一項中「政令で定めるところにより」を削る。

(犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律の一部改正)

第五十三条 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律(平成十九年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

3 金融機関は、第一項の規定による書面の送付に代えて、政令で定めるところにより、申請人の承諾を得て、当該書面に記載すべき内容を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものをいう。次項及び第三十四条において同じ)により提供することができる。この場合において、当該金融機関は、当該書面を交付したものとみなす。

4 第一項の規定にかかわらず、前項前段の場合において、申請人が現に利用する電子メールアドレス(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成十四年法律第二十六号)第二条第三号に規定する電子メールアドレスをいう。)が知れないときはその他の同項の規定により第一項の書面に記載すべき内容を電磁的方法により提供することができないときとして主務省令で定めるときは、金融機関において当該書面に記載すべき内容を書面に出力し、これを保管し、かつ、第二項に規定する措置をとることをもつて第一項の規定による送付に代えることができる。

第三十四条中「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものをいう。」を削る。

(株式会社地域活性化支援機構法の一部改正)

第五十四条 株式会社地域活性化支援機構法(平成二十一年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一項第八号中「第三十二条の十第三項」を「第三十二条の十第四項」に改める。

第二十二条第一項第五号中「第三十二条の十第四項」を「第三十二条の十第五項」に改める。

第二十五条第三項中「交付」の下に「(同条第三項の規定により書面を交付したものとみなされた場合を含む。)」を加える。

第三十二条の九中第三項を第四項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 第一項の申込みをする者は、前項の規定による書面の添付に代えて、政令で定めるところにより、機関の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものをいう。次条第三項及び第六十一条第三項において同じ。)により提供することができる。この場合において、当該申込みは、当該書面を添付して行われたものとみなす。

第三十二条の十第一項中「第三項」を「第四項」に改め、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 第一項の申込みをする者は、前項の規定による書面の添付に代えて、政令で定めるところにより、機関の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該申込みは、当該書面を添付して行われたものとみなす。

第六十一条に次の二項を加える。

3 独立行政法人中小企業基盤整備機構又は認定支援機関は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、中小企業者及び機関の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、独立行政法人中小企業基盤整備機構又は認定支援機関は、当該書面を交付したものとみなす。

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正)

第五十五条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十七条・第十八条」を「第十六条の二・第十八条の二」に、「機関処理事務」を「機関処理事務等」に、「第三十八条の七」を「第三十八条の十三」に改める。

第九条第五項中「第十九条第十一号から第十六号まで」を「第十九条第十三号から第十七号まで」に改める。

第二条第十四項中「第十九条第七号」を「第十九条第八号」に、「同条第八号」を「同条第九号」に、「又は第八号」を「又は第九号」に改める。

第九条第五項中「第十九条第十一号から第十六号まで」を「第十九条第十三号から第十七号まで」に改める。

第十四条第二項中「第十九条第四号」を「第十九条第五号」に改める。

第三章中第十七条の前に次の二条を加える。

(個人番号カードの発行等)

第十六条の二 機構は、政令で定めるところにより、住民基本台帳に記録されている者の申請に基づき、その者に係る個人番号カードを発行するものとする。

2 機構は、個人番号カードに関して、個人番号カードの作成並びに個人番号カードの作成及び運用に関する状況の管理その他総務省令で定める事務を行うものとする。

第十七条第一項中「その者の」を「前条第一項の」に、「前条第一項の」を「その者が本人である」とを確認するための措置としてに改め、同条第四項中「第七項」の下に「並びに第十八条の二第三項」を加える。

第三章中第十八条の次に次の二条を加える。

(個人番号カードの発行に関する手数料)

第十八条の二 機構は、第十六条の二第一項の規定による個人番号カードの発行に係る事務に因し、機構が定める額の手数料を徴収することができる。

2 機構は、前項に規定する手数料の額を定め、又はこれを変更しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

第一百八条中「第一百八条各号」を「第十百十一条各号」に改め、同条第一号及び第二号中「第十百十一条第一項」を「第十百十二条第一項」に改め、同条を第一百十条とし、第一百七条を第一百九条とする。

第百六条第二項中「政令」の下に「地方公共団体の機関又は地方独立行政法人にあ
る」とある部分を削除する。同款の次に次の二款を加える。

第五款 案例との関係

に審査請求の手続に関する事項について
ることを妨げるものではない。

(地方公共団体の機関等における審理員による審理手続に関する規定の適用除外等)
第百五条の六に次の一条を加える。

第六百六条 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、

行政不服審査法第九条第一項から第三項まで、第十七条、第四十条、第四十二条、第二章第四節及び第五十条第二項の規定は、適用しない。

2 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対する公示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求についての次の表の

上欄に掲げる行政不服審査法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするとほか、必要な技術的説明は、政令で定める。

第九条第四項 前項に規定する場合において、
審査序第4項又は個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第二五号)第4項又は個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第二五号)第4項

精に十七
請求が二号
され第一條第
一百例行の七
行政規則
法定第二項に
二項よりの
四審規定
各条定

の規定により、引継ぎを受けた行
政庁を含む。以下「審査庁」と行

前項において読み替えて適用す
る第十三条第一項に於て「同法第百六条第二項において読み替
へば第百六条第二項において読み替へる」の如きを除く。

一項のみ選えて適用する第三十一條第

前項において読み替えて適用する第三十四条

前項において読み替えて適用する第三十六条

第十一條第二項
第九条第一項の規定により指名された者（以下「審理員」といふ）審査庁

第十三條第一項及び第二項
審理費

頃三から
八第一
第三及
第十七
五項条
頃かま
らで
第一第
三第三

4

「定める事項」とあるのは、「定める事項並びに記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨」とする。

5 前各項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が、条例で定めるところにより、個人情報ファイル等とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した報告を作成し、公表することを妨げるものではない。

第七十六条第二項中「第二十五条」を「第二百二十七条」に改める。

第七十八条第五号中「行政機関の長が開示決定等」を「行政機関の長又は地方公共団体の機関(都道府県の機関に限る)が開示決定等」に、「行政機関の長が認める」を「行政機関の長又は地方公共団体の機関が認める」に改め、同条第七号イ中「独立行政法人等」の下に「地方公共団体の機関(都道府県の機関を除く)又は地方独立行政法人」を加える。

第七十八条に次の二項を加える。

2 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての前項の規定の適用については、同項中「掲げる情報」とあるのは、「掲げる情報(情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものを除く)又は行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報に準ずる情報であつて情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるもの」とする。

第七十九条第二項中「前条第二号」を「前条第一項第二号」に改める。

第八十六条第一項中「第一百六条第一項」を「第一百七条第一項」に改め、同条第二項第一号中「第七十八条第二号又は同条第三号ただし書」を「第七十八条第一項第二号又は同項第二号ただし書」に改める。

第八十九条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない。

第八十九条に次の二項を加える。
7 地方独立行政法人に対し開示請求をする者は、地方独立行政法人の定めるところにより、手数料を納めなければならない。

8 前項の手数料の額は、実費の範囲内において、かつ、第二項の条例で定める手数料の額を参考して、地方独立行政法人が定める。

9 地方独立行政法人は、前二項の規定による定めを一般の範囲に供しなければならない。

第九十条第一項ただし書中「法律又はこれに基づく命令」を「法令」に改め、同条第二項中「第二百五十五条」を「第二百二十七条」に改める。

第九十八条第一項ただし書中「法律又はこれに基づく命令」を「法令」に改め、同条第二項中「第二百五十五条」を「第二百二十七条」に改める。

第四条第一項中「行政機関の長等」の下に「地方公共団体の機関又は地方独立行政法人を除く、次項及び次条において同じ。」を加え、同条第二項中「第一百六条第一項」を「第一百七条第一項」に改める。

第五条第一項第一号中「次条第一項第一号」を「第一百七条第一項第二号」に改め、同条に次の二項を加える。

3

前二項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人について準用する。この場合において、第一項中「情報公開・個人情報保護審査会(審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会)」とあるのは、「行政不服審査法第八十一条第一項又は第二項の機関」と読み替えるものとする。

第八十条を第八十五条とする。

第八十九条第一項第一号中「第一百七十三条及び第一百七十四条」を「第一百七八条及び第一百七十九条」に改め、同条第二号中「第一百七十七条」を「第一百八十二条」に改め、同条を第一百八十四条とす。

第一百七八条中「第一百七十七条、第一百七十七条及び第一百七十九条から第百七十六条まで」を「第一百七十六条、第一百七十七条及び第一百七十九条から第百八十一条まで」に改め、同条を第一百八十三条规定とする。

第一百七十八条第一項中「第一百七十二条及び第一百七十四条」を「第一百八十二条」に改め、同条を第一百八十二条とする。

第一百七十五条中「第一百七十二条」を「第一百七十六条」に改め、同条を第一百八十二条とする。

第一百七十六条中「第一百七十九条第一項」を「第一百八十四条第一項」に改め、同条を第一百八十四条とする。

第一百七十七条第一項中「第一百四十三条第一項」を「第一百四十六条第一項」に改め、同条第二号中「第一百五十条」を「第一百五十三条规定」に改め、同条を第一百八十二条とす。

第一百七十八条第一項中「第一百七十二条」を「第一百七十二条」に改め、同条を第一百八十二条とする。

第一百七十九条中「第一百七十二条」を「第一百七十六条」に改め、同条を第一百八十二条とする。

第一百八十条中「第一百四十五条第二項」を「第一百四十八条第二項」に改め、同条を第一百八十二条とする。

第一百八十二条中「第一百四十三条」を「第一百四十三条」に改め、同条を第一百七十七条とする。

第一百八十三条中「第一百四十四条」を「第一百四十三条」に改め、同条を第一百七十七条とする。

第一百八十四条中「第一百四十五条」を「第一百四十四条」に改め、同条を第一百七十七条とする。

第一百八十五条中「第一百四十七条第一項」を「第一百五十条第一項」に改め、第六章第四節中同条を第一百七十条とする。

第一百八十六条中「第一百四十九条」とし、第一百六十三条を第一百六十八条とし、第一百六十二条を第一百六十九条とし、第一百六十九条を五百条ずつ繰り下げる。

第一百八十七条中「第一百四十九条第三項」を「第一百二十一条第三項」に改め、同条を第一百七十六条とする。

第一百八十八条中「第一百四十七条第一項」を「第一百五十条第一項」に改め、第六章第四節中同条を第一百六十五条とする。

第一百八十九条中「第一百四十九条」とし、第一百六十三条を第一百六十八とし、第一百六十二を第一百六十九条とし、同条の次に次の二条を加える。

(地方公共団体による必要な情報の提供等の求め)
第一百六十六条 地方公共団体は、地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、委員会に対し、必要な情報の提供又は技術的な助言を求めることができる。

2 委員会は、前項の規定による求めがあつたときは、必要な情報の提供又は技術的な助言を行う(条例を定めたときの届出)

第一百六十七条 地方公共団体の長は、この法律の規定に基づき個人情報の保護に関する条例を定めたときは、經濟なく、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、その旨及びその内容を委員会に届け出なければならない。

2 委員会は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

第五十一条 個人情報の保護に関する法律の一部を次のように改正する。
〔第四次 修正〕

目次中「第四款 審査請求（第百四条—第百六条）」を「第五款 第百四十九条—第百七十二条」とし、同条例との関係（第百八十六条）を「第百二十四条—第百二十九条」に、「第百三十三条—第百五十二条」を「第百五十三条—第百五十五条」に、「第百五十八条—第百六十一条」を「第百六十五条—第百六十九条」に、「第百六十六条—第百七十一条」を「第百七十二条—第百七十七条」に、「第百七十六条—第百八十五条」を「第百七十七条—第百八十六条」に改める。

十七条第三項から第五項まで並びに第二百二十三条第二項を「第七十八条第一項第七号イ及びロ、第八十九条第四項から第六項まで、第一百九十二条第五項から第七項まで並びに第二百二十五条第二項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

同じ。)
第一条第十一項に次の二号を加える。

四 地方独立行政法人（地方独立行政法人法第二十一条第一号に掲げる業務を主たる目的とする）

もの又は同条第一項若しくは第三項(子に係る部分に限る)に掲げる業務を目的とするもの。

七項から第九項まで、第百十九条第八項から第十項まで並びに第百一十五条第二項において

(ج) ملکہ بیوی کے لئے اپنے بھائی کا انتقال کرنے والے افراد

第四条中「國の機關」の下に「地方公共団体の機関」を「独立行政法人等」の下に「地方行政法人」を加える。

第五条中「のうち」「の下に」「」の「国の施策との整合性で配慮」を、「応じて」「地

公共団体の機関、地方独立行政法人及び当該区域内の事業者等による」を加える。
第15条中「農林、の下に「西日本、中国又は」を加える。

第九条中「提携」の下に「地方公共団体等又は」を加える
第十一條に次の二項を加える。

2 国は、第五章に規定する地方公共団体及び地方独立行政法人による個人情報の適正な取扱いを

確保するため必要な措置を講ずるものである。

有する個人情報の性質、当該個人情報を保有する目的等を勘案し、その一を「機関が」に、「こと」

「努めなければならない」を「ものとする」に改め、岡采第二項中、「その性格及び業務内容に応じて」を「この性質及び業務内容に応じて」に改めた。

を前に「ことに努めなければならぬ」を「ものとする」に改めた。

第四十五条中〔**第一百四条第一項**〕を〔**第一百六条第一項**〕に改める。

第四十八条第二号及び第三号口中「第一百五十二条第一項」を「第一百五十五条第一項」に改める。

第五十一条第一項中「五百五十二条第一項第五号」を「五百五十五条第一項第五号」に改める
第五十八条第一項中「別表第二に掲げる法人」を「次に掲げる者」に改め、同項に次の各号を

する。

別表第一に掲げる法人

するもの又は同条第一号若しくは第三項（子に係る部分に限る）に掲げる業務を目的とするの

第五十八条第一項中「独立行政法人労働者健康安全管理機関が行う病院（昭和二十三年法律五百五号）第一条の五第一項に規定する病院をいう。第六十六条第二項第三号並びに第百二十三条第一項及び第三項において同じ。」の運営の」を「次の各号に掲げる者が行う当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

一 地方公共団体の機関 医療法（昭和二十三年法律五百五号）第一条の五第一項に規定する病院（次号において「病院」という。）及び同条第二項に規定する診療所並びに学校教育法（昭和二十一年法律第二十六号）第一条に規定する大学の運営

二 独立行政法人労働者健康安全管理機関 病院の運営

第六十条第一項中「にあつては」を「及び地方独立行政法人にあつては」に改め、同項ただし書「又は法人文書」を「法人文書」に改め、「をいう。」の下に「又は地方公共団体等行政文書（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面及び電磁的記録であつて、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が組織的に用いるものとして、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有しているもの（行政機関情報公開法第一条第二項各号に掲げるものに相当するものとして政令で定めるものを除く。）をいう。」を加え、同条第三項中「含む。」又は「を「含む。以下この項において同じ。」に「含む。」が「含む。」又は「地方公共団体の情報公開条例（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の保有する情報の公開を請求する住民等の権利について定める地方公共団体の条例をいう。以下この章において同じ。）に規定する不開示情報（行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報に相当するものをいう。）が」に改め、同項第二号中「行政機関の長又は」を「行政機関の長。」に「に対し」を「地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対し」に「行政機関情報公開法第三条又は」を「行政機関情報公開法第三条に「の規定による」を「又は情報公開条例の規定による」に改め、同号中「第二項又は」を「第二項。」に「の規定」を「又は情報公開条例（行政機関情報公開法第十三条第一項又は第二項の規定に相当する規定を設けているものに限る。）の規定」に改め、同項第三号中「第一百四十四条第一項」を「第一百六十六条第一項」に改める。

第六十一条に次の二項を加える。

5 この章において「条例要配慮個人情報」とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める配慮等が含まれる個人情報をいう。

第六十一條第一項中「法令」の下に「条例を含む。第六十六条第二項第三号及び第四号、第六十九条第二項第二号及び第三号並びに第四節において同じ。」を加える。

第六十三条中「第一百六十九条」を「第一百七十四条」に「及び独立行政法人等」を「地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人」に改める。

第六十六条第二項第四号中「前二号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「独立行政法人労働者健康安全管理機関」を「第五十八条第二項各号に掲げる者」に、「病院の運営の」を「同項各号に定める。」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号中「別表第一に掲げる法人」を「第五十八条第一項各号に掲げる者」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二 指定管理者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。）公の施設（同法第二百四十四条第一項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務

第六十七条中「第一百七十一條」を「第一百七十六条」に改める。

第六十八条第二項第一号中「第七十八条各号」を「第七十八条第一項各号」に改める。

第六十九条第二項第三号中「地方公共団体」を「地方公共団体の機関」に改める。

第七十三条第一項中「第一百二十六号」を「第一百二十八号」に改める。

第七十五条に次の二項を加える。



デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律についてに公布する。

御名 御璽

令和3年5月19日

内閣總理大臣 哲 義体

法律附三十七号

(民法の一部改正)

第一条 民法(明治二十九年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第四百八十六条の見出し中「交付請求」を「交付請求等」に改め、同条に次の二項を加える。

2 弁済をする者は、前項の受取證書の交付に代えて、その内容を記録した電磁的記録の提供を請求することができる。ただし、弁済を受領する者に不相当な負担を課するものであるときは、この限りでない。

第九百八十四条に後段として次のように加える。

この場合においては、第九百六十九条第四号又は第九百七十条第一項第四号の規定にかかるわざ、追証者及び証人は、第九百六十九条第四号又は第九百七十条第一項第四号の印を押す」とを要しない。

(抵当證券法の一部改正)

第二条 抵当證券法(昭和六年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第四条中「記載シ申請人之[記名捺印スル]」を「記載スル」に改める。

(元産の届出に関する規程の一部改正)

第三条 死産の届出に関する規程(昭和二十一年厚生省令第四十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「署名捺印しなければ」を「記名しなければ」に改める。

第五条第二項及び第六条中「記名捺印しなければ」を「記名しなければ」に改める。

(地方自治法の一部改正)

第四条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第七十四条の二第一項中「署名し印をおした」を「署名した」に改める。

第二百六十条の十八第三項中「前二項」を「前二項」に改め、同条第二項の次に次の二項を加える。

前項の構成員は、規約又は総会の決議により、同項の規定による書面による表決に代えて、電磁的方法(電子情報処理装置を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。)により表決をすることができる。
(農業協同組合法の一部改正)

第五条 農業協同組合法(昭和二十二年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の十四に次の二項を加える。
前項の組合員は、定款で定めるところにより、同項の規定による書面をもつてする議決権の行使に代えて、電磁的方法により議決権を行うことができる。
前二項の規定により議決権を行う者は、出席者とみなす。

(抜粋)